

平成28年3月16日  
於  
府中市立教育センター

平成28年第3回

府中市教育委員会定例会議事録

府中市教育委員会

平成28年第3回府中市教育委員会定例会議事録

1 開 会 平成28年3月16日(水)

午後3時00分

閉 会 平成28年3月16日(水)

午後4時00分

2 議事録署名員

教育長 浅 沼 昭 夫

委 員 齋 藤 裕 吉

3 出席者

教育長 浅 沼 昭 夫 委 員 崎 山 弘

委 員 齋 藤 裕 吉 委 員 村 越 ひろみ

委 員 松 本 良 幸

4 欠席者

なし

5 出席説明員

教育部長 今 永 昇 文化スポーツ部長 後 藤 廣 史

教育部副参事兼指導室長 文化振興課長 山 本 忠

三田村 裕 ふるさと文化財課長補佐 黒 澤 明 美

総務課長 志 摩 雄 作 生涯学習スポーツ課長 矢ヶ崎 幸 夫

学校施設担当主幹 山 田 英 紀 生涯学習スポーツ課長補佐 宮 崎 誠

総務課長補佐 北 村 均 図書館長 坪 井 茂 美

学務保健課長 酒 井 利 彦 図書館長補佐 山 本 征 史

給食担当主幹 鈴 木 哲 夫 美術館副館長 須 恵 正 之

学務保健課長補佐 山 田 晶 子

指導室長補佐 古 塩 智 之

統括指導主事 日 野 正 宏

統括指導主事 国 富 尊

指導主事 坂 元 竜 二

指導主事 林 田 孝 子

6 教育委員会事務局出席者

総務課係長 遠 藤 公巳明

総務課主任 鈴 木 紘 美

## 議 事 日 程

### 第1 議事録署名員指名について

### 第2 会期決定について

### 第3 議 案

#### 第12号議案

臨時代理による処理の承認を求めることについて

(平成27年度学校薬剤師の変更について)

#### 第13号議案

府中市奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則

#### 第14号議案

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

#### 第15号議案

平成28年度学校薬剤師の変更について

#### 第16号議案

府中市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

#### 第17号議案 (追加議案)

臨時代理による処理の承認を求めることについて

(府中市立学校長及び副校長の東京都教育委員会への任命内申の変更について)

### 第4 報告・連絡

- (1) 府中市立中学校各種大会生徒派遣費の見直し (案) について
- (2) 平成27年度 (平成28年4月就学予定者) 就学時健康診断受診結果について
- (3) インフルエンザ様疾患の現状について
- (4) ふるさと府中歴史館 特別展「大震災と府中」の開催について

### 第5 その他

### 第6 教育長報告

### 第7 教育委員報告

午後3時00分開会

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまより、平成28年第3回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

◇

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、私のほか齋藤委員にお願いいたします。

◇

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第2、会期の決定でございますけれども、会期は本日1日といたします。本日は追加議案1件を含め、議案が6件ございます。第17号議案は人事案件ですので、非公開扱いとし、議事進行の都合上、議事日程の最初に審議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、第17号議案の審議に入ります。非公開会議ですので、議事録及び関係資料は非公開といたします。

◇

◎臨時代理による処理の承認を求めることについて

（府中市立学校長及び副校長の東京都教育委員会への任命内申の変更について）

（以下、非公開会議により非公開）

午後3時01分中断

午後3時08分再開

◇

◎傍聴許可

○教育長（浅沼昭夫君） 定例会を再開します。

傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 傍聴の方に申しあげます。

大変お待たせをいたしました。教育委員会は午後3時から開会いたしましたが、本日の第17号議案は人事案件でしたので非公開で行わせていただき、資料は議案のかがみのみでお配りしております。また、本日の第12号議案、第15号議案につきましても、個人情報記載されているため、資料を省略してお配りしておりますので、ご承知おきください。

ただいまから、公開で再開をいたします。

◇

◎第12号議案 臨時代理による処理の承認を求めることについて

（平成27年度学校薬剤師の変更について）

◎第15号議案 平成28年度学校薬剤師の変更について

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、日程第3の議案でございますけれども、議案の審議に入ります。第12号議案及び第15号議案につきましては、関連がある議案でございますので、一括して審議してまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、一括で審議することといたします。議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いいたします。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） それでは、ただいま議案となりました第12号議案、臨時代理による処理の承認を求めることについて（平成27年度学校薬剤師の変更について）及び第15号議案、平成28年度学校薬剤師の変更について、一括してご説明いたします。

まず、第12号議案の1、2ページをお開きください。本議案は、府中市教育委員会の権限委任に関する規則第6条の臨時代理の規定に基づき整備をした内容につきましてご報告するとともに、承認を求めるものでございます。平成27年度の学校薬剤師につきましては、平成27年第1回教育委員会定例会におきまして、委嘱についてご承認いただいているところでございます。今回、臨時代理の報告をさせていただくのは、府中市学校薬剤師会から担当薬剤師の変更の連絡を受けたことにより、学校環境衛生を維持するため、学校薬剤師の変更に伴う委嘱について報告するものでございます。このたび、府中第五中学校薬剤師、山口登先生に代わり、山口久美恵先生に変更するもので、任期は平成28年3月1日から同月31日まででございます。なお、山口久美恵先生につきましては、任期において矢崎小学校学校薬剤師と兼務するものでございます。

次に、第15号議案の1ページをお開きください。平成28年度学校医等の委嘱につきましては、本年第1回の教育委員会定例会におきましてご承認をいただいているところです。このたび、府中市学校薬剤師会から担当薬剤師を変更する旨の連絡を受けたことにより、次のとおり委嘱をお願いするものでございます。本年、第1回の教育委員会定例会において、府中第五中学校薬剤師、山口登先生の委嘱についてご承認いただきましたが、石堂朝子先生に変更するものです。委嘱期間は、平成28年4月1日から29年3月31日までの1年間を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

○委員（村越ひろみ君） 人事に直接ではないのですが、学校における薬剤師の役割を教えてください。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 学校における薬剤師の主な役割といたしましては、水道水等の大腸菌群などの検査を行うほか、学校の照度等の検査をするというのも主な業務となっております。以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにご質問いかがでしょうか。ご意見はございますか。

それではお諮りします。第12号議案、臨時代理による処理の承認を求めることについて（平成27年度学校薬剤師の変更について）を承認し、第15号議案、平成28年度学校薬剤師の変更について決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり承認し決定いたします。

◇

◎第13号議案 府中市奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長（浅沼昭夫君） 次に第13号議案に移ります。議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いいたします。

○総務課長補佐（北村 均君） それでは、ただいま議題となりました府中市奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明させていただきます。

まず、本改正の趣旨でございますが、給付奨学金選考審査会の審査員の構成につきまして、各中学校長におきましては、11名全員審査員としておりました。中学校長におきましては、自校の奨学金希望者を推薦する立場でありながら、審査員としても任命されておりました。これらのことから、事務局職員の委員等も含めまして、選考審査委員の見直しを行うものです。次に、見直しの内容でございますが、議案の表紙から2枚おめくりいただきまして、参考の新旧対象としている府中市奨学資金給付条例施行規則をご覧ください。改正箇所は、選考審査会の委員について、教育委員会の所管する事項であることから、教育委員会委員から1名、市立中学校の校長からも客観的な立場として、代表2名を教育委員会が任命するほか、教育長、教育部長、総務課長を充てるものとしまして、現在、15名で構成している委員を6名で構成することといたします。なお、教育委員会での所管が総務課であることから、指導室長におきましては、委員としないものとします。最後に、施行日ですが、公布の日から適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。ご質問をお願いいたします。

○委員（齋藤裕吉君） 改正の理由としまして、従来は、中学校長が自校からの推薦する生徒の選考審査のメンバーとして加わるのは公正な判断という点で課題があるという理由だったと思うのですが、その趣旨で言うと、新しい選出の候補の中にも、人数は減っているものの市立中学校の校長が2名いるということでありまして、この改正の趣旨を担保し、公正な審査をするということにおいて、何か方策を考えていらっしゃるのでしょうか。つまりこの2名の校長の学校からも推薦される生徒がいるかもしれないという状態は想定されるわけでありまして、どのように処理するものか説明いただきたいと思います。

○総務課長補佐（北村 均君） 今までは11名選んでいたのですが、先ほどご説明しましたように、中学校の校長2名は代表ということで選ばせていただいております。自校の生徒に対する意見というよりも、代表校長という客観的な立場からご意見をいただければということでございます。以上です。

○総務課長（志摩雄作君） 若干補足をさせていただきます。この選考審査会は、給付制度のあり方そのもの自体も協議するような場でございます。そうしますと、中学校長会と校長先生方からご意見をいただく機会も想定されます。その場合、中学校の校長の方に入ってくださいということは必要なことだと思っております。実際、この2人の方が推薦の当事者になることも、可能性としてはあります。ただ、選任する際に、今、お話がありましたとおり、客観的な立場で、中学校の校長を代表しているという立場で審査に加わっていただきたいと

というような条件を付して選任を校長会に依頼することを予定しております。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） いかがでしょうか。

○委員（齋藤裕吉君） 学校から推薦者が決まった後で、推薦のない学校の校長が委員になるというような形であるならば、ある意味客観性があり、公正な審議・選考が担保されるような気もするのですが、これは年度始めのうちに選任しておいて、その後に年度内に募集を行うという方法なのですよね。その辺りで、校長会の代表としての役割を担ってもらおうというところを、今の説明のように明確に関係の皆さん方に説明をするということであると、改正をする趣旨が不徹底な状態で選出されるということになると思います。きちんとした説明をしていただいたほうがよろしいかと思えます。

○総務課長（志摩雄作君） 3月のこの時期から1週間かけて、今、募集を行っている時期でございます。そうしますと、その時期の段階で推薦をしている校長先生としていない校長先生は分かるというような状況になります。

実際に、審査会が開かれるのは3月下旬ということになります。その1週間の中でできるだけ精査をさせていただきまして、今、委員さんがおっしゃるとおり、推薦を実際に行っていない先生を選ぶなどの対応をしたいと思っているところです。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。第13号議案、府中市奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、これは齋藤委員から出されました意見を踏まえて、原案どおりに決定することといたします。



◎第14号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

○教育長（浅沼昭夫君） 次に、第14号議案に移ります。

議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○総務課長補佐（北村 均君） それでは、ただいま議題となりました、第14号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則につきましてご説明いたします。

まず、本規則制定の趣旨でございますが、審査請求期間の見直しなどが行われる行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係規則を整理するものです。

なお、本法の施行に伴い、市長部局では規則における通知書等の教示文の標準例が変更されることから、それに準じて様式の変更を行います。

次に、内容でございますが、4枚おめくりいただきまして、参考の新旧対照でお示ししている府中市立教育センター条例施行規則をご覧ください。本法の施行等に伴う主な改正箇所は、下の教示文の部分でございます。教示文の全体的な変更は、市長部局の教示文の標準例に準じたものでございまして、内容として変更のあった部分は、審査請求期間が60日から3カ月に延長された点となっております。同様の改正を参考の3・4ページの府中市郷土の

森博物館条例施行規則、参考の5・6ページの府中市生涯学習センター条例施行規則、参考の9・10ページの府中市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに府中市立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則で行うほか、軽微な様式整理等を行っております。

参考の7・8ページの府中市教育委員会が行う情報公開事務に関する規則、参考の11・12ページの府中市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則につきましては、「不服申立て」が「審査請求」とされる文言の変更に伴うものでございます。

最後に、施行日は平成28年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。ご質問をお受けします。ご意見はございますか。よろしいですか。

○委員（崎山 弘君） 5ページのほうなのですけども、下の部分、文書の空白になっている部分がありますよね。この処分について1の審査請求の過去の処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内のあとに空白があるのに対して、1ページの同様の箇所では、これは「府中市を被告として」と書かれているのですけれども、ここだけ空白になっているのは何か意味があるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長（矢ヶ崎幸夫君） 府中市の生涯学習センターでございますが、現在、指定管理者制度を導入しております、処分は指定管理者が行う形になります。また、指定管理者制度を導入していても、指定管理者が辞退した場合には、市が行う場合がございますので、ここはあえて空白にして、そのときに誰が処分を行ったのかを入れられるような形で書面としては整えているものでございます。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

それでは、お諮りをします。第14号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおりに決定いたします。

————— ◇ —————

◎第16号議案 府中市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、第16号議案に移ります。議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○図書館長補佐（山本征史君） それでは、ただいま議題となりました第16号議案、府中市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。

まず、本規則の一部改正の趣旨でございますが、前回、了承いただきました団体貸出の貸出数量を300冊から350冊に変更することに伴い、あわせて所要の改正をするものです。議案の表紙から2枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。第3条第2項、図書館資料の貸出しの対象者でございますが、旧の表では「教育委員会が特に認める事業所、



機関又は団体」とありましたところを、具体的に対象要件を加えて記載いたしました。本規則は、市や図書館のホームページにも公開しておりますことから、団体貸出しの対象者について、ご覧になった方が分かりやすいように変更いたしました。第7条の貸出区分につきましては、今回、団体貸出しの貸出数量に加え、現状と合っていない事項の整理を行うものでございます。具体的に申し上げますと、視聴覚資料につきまして個人貸出しの貸出期間及び団体貸出しの貸出数量、貸出期間が表記されておりましたので、記載するものでございます。また、録音図書につきましては、ハンディキャップ登録をされている利用者に限らせていただいておりますので、別に要綱を定め、こちらからは削除するものでございます。第3項につきましては、各団体の利用状況を把握するために追加したものでございます。最後に、施行日でございますが、平成28年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。よろしいですか。ご意見はいかがでしょうか。ございませんか。

それでは、お諮りします。第16号議案、府中市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定をさせていただきます。



◎府中市立中学校各種大会生徒派遣費の見直し（案）について

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第4、報告・連絡に移ります。報告・連絡（1）を総務課、お願いします。

○総務課長補佐（北村 均君） それでは、報告・連絡（1）府中市立中学校各種大会生徒派遣費の見直し（案）について、資料1に基づきましてご説明いたします。まず、1の「趣旨」ですが、中学校での各種大会生徒派遣費につきましては、部活動の充実と円滑な実施を図るため、各中学校を代表として、生徒を個人または団体で各種大会に派遣する場合は、交通費と宿泊費を派遣費として交付しております。今回、交通費及び宿泊費につきまして、実情に対応するため見直しをするものでございます。次に、2の「内容」ですが、交通費につきましては、最も経済的な経路及び方法により交付することとなっております。そのために、団体割引が適用できる場合につきましては、割引料金で交付するものです。次に、宿泊費につきましては、大会要項などに定める宿泊施設の場合、1泊8,000円を限度として交付しておりますが、大会によりましては、主催者側から宿泊場所を指定され、指定外の宿泊施設の利用を認めない大会があります。また、全国大会出場者が限度額を超える分について、負担ができないことなどで出場を辞退するケースがありました。このことから、都大会、関東大会を経て、全国大会まで勝ち上がった功績を考慮しまして、指定宿泊施設の宿泊費全額を交付することとするものです。最後になりますが、3の「実施日」につきましては、平成28年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見ございますか。

○委員（松本良幸君） 大会や種目につきましては、学校にそのクラブが存在しているなどの条件があるのでしょうか。それとも一般的に代表として、個人的にでも実績として上げれば保証していただけるのでしょうか。

○総務課長補佐（北村 均君） 基本的には、今、多いのは合唱であったり、個人でいいますと相撲や水泳はやっています。ただ、例外的にフィギュアスケートでは、中学校の代表という形をとっており、中学校で派遣するものとして、派遣費を交付しているような状況でございます。以上でございます。

○委員（松本良幸君） ありがとうございます。ということは、学校長が推薦するなど学校で認めた大会であるものに関して交付するという形になるのでしょうか。

○総務課長補佐（北村 均君） 今、委員がおっしゃったような形で対応させていただいております。基本的には中体連などの大会を勝ち上がったものに関しまして、参加費を交付しているような形になっております。以上でございます。

○委員（松本良幸君） ありがとうございます。文化系も含めて、マイナーな大会がたくさんあると思いますので、その辺りをある程度明確に対応できるように準備していただいたほうが子どもたちも混乱がないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょう。

○委員（崎山 弘君） 確認するまでもないかもしれませんが、最も経済的な経路という意味は、新幹線自由席を使いなさいというようなことではないですね。

○総務課長補佐（北村 均君） 今、委員おっしゃるとおりでございます。行き方としまして色々な経路がありますので、最も安い経路を使っていただいて、なるべく公費のほうを減らしていただくような形で対応させていただいております。以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡事項（1）について、了承いたします。



◎平成27年度（平成28年4月就学予定者）就学時健康診断受診結果について

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（2）を学務保健課、お願いいたします。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） それでは、資料2に基づき、平成28年度就学予定児の就学時健康診断結果についてご報告いたします。1の「学校別受診状況」でございますが、対象者が男1, 249人、女1, 158人。合計2, 407人です。受診者が男1, 200人、女1, 115人。合計が2, 315人でございます。男女の合計では、受診率は96.2%、未受診者は92人ございました。恐れ入りますが、裏面をご覧ください。平成28年3月1日現在の未受診の理由でございますが、私立や国立学校入学が42人、就学相談が19人、市外・国外転居が23人、インターナショナルスクール入学が1人、その他及び不明は7人となっております。その他の理由につきましては、家庭の事情、または本人の健康上の理由等によるものでございます。なお、不明の2人につきましては、就学通知発送後の返信や、入学説明会での出席が確認できなかったことから、住所地を訪問して実地調査するとともに、関係部署と連携して確認を進めましたところ、3月7日までに家族等から海外に居住中であるということが確認できております。報告は以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） この報告につきまして、ご質問、ご意見ございますか。

○委員（齋藤裕吉君） 未受診状況の中の就学相談の欄にある19名ですが、発達障害などの問題についての相談については、細かく相談に応じていると思います。このようなお子さんたちの内臓疾患や視力、聴力といったフィジカルな部分の就学前の健康診断について、どのように保障していくことになるのでしょうか。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 就学相談にかかわっている19名につきましては、事前に就学時健康診断の際に就学相談を受けていて、特別支援学級や特別支援学校への入学を検討していらっしゃるということで、あらかじめ受診をしないというものでございます。そのお子さん方については、様々な検査を別な形でしていると認識はしており、通常の定期健康診断の中で、内臓疾患等をあわせて検査していくというような形になってまいりますので、未就学児健康診断の時点での内臓疾患というものは、なかなか検査自体はできないという状況でございます。ただ、保護者の方から申し送りなどで学校と相談をしたいという場合には、その限りではございませんので、特別支援学級に入られる予定のお子さんであっても、そのように申し送りがされているものと認識しております。以上でございます。

○委員（齋藤裕吉君） 今、質問した趣旨は、その就学相談で特に障害にかかわる相談だけでもって、その就学予定のお子さんのことを、それだけの相談で問題ないということにはならないという意味で質問させていただいたのでございまして、トータルな就学前の診断というものを、すぐに対応してあげる必要があるのかなという気持ちで質問させていただいたわけです。そういう点では、1日の診断だけではなくて、何日かかけてそういうお子さんについては就学時の健康診断を実質的にやっていくと考えてよろしいでしょうか。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 委員がおっしゃるとおり、就学時健康診断だけでは、当然、できるものではございませんので、就学相談においても、心身の配慮が必要だという状況については、学校に、または就学相談の中でお話はされていくことだと考えておりますし、また、必要に応じて、治療や医療機関に受診を勧めるということも、場合によってはお話の中ではされていくのではないかと認識しております。委員の質問の趣旨は、就学時検診の機会を保障するということだと思いますが、例えば、入る予定の学校に特別支援学級がなかった場合、そこで受けるか、もしくは特別支援学級に進学すると決まったときに、そちらで受けるかというところなのですけれども、進学が決まったら入る予定の学校以外の学校でも受けられると聞いておりますので、就学相談をしているから受けられないというものではございません。以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） 今の質問は、この19名が健診から外れているかどうかという質問でございますよね。

○委員（齋藤裕吉君） そうですね。健診を受ける機会が失われないように対応する必要があるだろうという趣旨です。

○教育長（浅沼昭夫君） では、その点について確認をして、そういう状況があったらそれに対応していくということでお受けしてよろしいですか。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 質問の意図が正確に理解できず申し訳ございませんでした。まず、就学時健康診断については、学校保健安全法の中に定義がされているものの、健診を受けていないと入学ができないというものではないと認識しております。資料のその

他に含まれているお子さんも同様の考え方といたしまして、就学時健康診断の事前の入学前の健診で、まず、発達状況などを確認させていただき、学校に新たに入るお子さんの状況を学校が事前に把握することが主な目的となっております。就学時健康診断を行って、疾病の状況を確認したことがもとで入学ができないということは、考え方としてはございませんので、実際に健診をせずに通常の学級に入った場合でも、学校も定期健康診断の中で丁寧に検査をして、疾病等の早期発見に努めているというのが現状でございます。以上でございます。

**○教育長（浅沼昭夫君）** なかなか難しい考え方なのですけれども、受けなければならないと示されているものの、受けないと学校に入学できないということではないということです。ただ、この点については、特別支援学校あるいは学級に入るためには、入ってからも健康診断等々はもちろん受ける機会はあるという理解でよろしいですね。もし違いがありましたら、また追って訂正をしたいと思っておりますので、よろしく願います。何かほかにご意見、ご質問ございますか。

**○委員（崎山 弘君）** 私も小児科医をやっていて、昔からよく言われるのですけれども、この就学時健診が振り分けの場だというふうに考えている親御さんがたまにおられまして、健診に行くことによってうちの子が別の学校に行くと命令されるのではないかという不安をお持ちであるために、忌避されている方が昔おられたのは事実です。

ただ、今回、4月から差別解消法に基づいて、合理的配慮をするということがうたわれているわけですから、受けたくないという方に対して、あらかじめ情報を知っておいてもらったほうが、我々としても色々な配慮ができるので、そのための機会として、ぜひ利用してくださいという意図が伝わればよいと思います。その中でも受けないと頑固に言っている親御さんもいらっしゃることも事実なので、それは入学してから配慮しますという対応をとるという形でいいのではないかと考えています。なかなか受けてもらえない人がいるのは事実だと私も認識はしております。

**○教育長（浅沼昭夫君）** ありがとうございます。ただいまのご意見も含めながら対応していくということになるかと思っております。

それでは、報告・連絡（2）について、了承をいたします。



◎インフルエンザ様疾患の現状について

**○教育長（浅沼昭夫君）** 報告・連絡（3）を学務保健課、お願いいたします。

**○学務保健課長補佐（山田晶子君）** それでは、資料3の「インフルエンザ様疾患の現状について」ご報告いたします。今シーズンにおける学級閉鎖の報告につきましては、1月18日から始まっており、3月11日までに実施した学級数等を申しあげますと、幼稚園が1園、1学級。小学校、21校、64学級。中学校、3校、9学級の合計74学級でございます。1の「学校閉鎖」につきましては、現在のところございません。2の「学年閉鎖」が中学校1校、5学級が実施しております。3の「学級閉鎖」は幼稚園が1園、小学校が21校、中学校が2校となっており、学級数は資料のとおりでございます。4の「罹患状況」は、1月が162人、2月が370人、3月が226人で、合計758人がインフルエンザ様疾患に罹患しております。昨年度の学級閉鎖は幼稚園、小学校、中学校あわせて46学級で、罹患

者数は633人となっておりますので、今年は昨年と比較しますと増加している状況です。今シーズンも流行警報が出され、都内では、インフルエンザ定点患者報告が大流行した一昨年に近い状況となっており、その年は本市におきましても、学年、学校閉鎖が発生し、延べ2,200人を超える罹患者が出ておりましたので、心配されていたところでございます。今年度は、閉鎖した学級数や罹患者数、いずれも約3分の1にとどまっているところです。これは学校における手洗い等の励行、咳エチケットの啓発など、様々な取組や学校における学級閉鎖の判断が適切であったことが感染拡大を最小限にしている理由の1つであると考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長（浅沼昭夫君） この件につきまして、ご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（3）について了承いたします。



◎ふるさと府中歴史館 特別展「大震災と府中」の開催について

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（4）をふるさと文化財課、お願いたします。

○ふるさと文化財課長補佐（黒澤明美君） それでは、ふるさと文化財課から、「ふるさと府中歴史館 特別展『大震災と府中』の開催について」につきまして、資料4に基づきご報告いたします。今年で、東日本大震災から5年が経ちましたが、当時の生々しい津波の様子や原子力発電所の爆発の映像を見ると、改めて災害の恐ろしさや被災地の被害が甚大なものであったことを痛感いたします。本展示では、東日本大震災を始め、阪神・淡路大震災直後の府中市の動きや救援活動のほか、関東大震災からこれまでの震災について、公文書の歴史資料や写真等により紹介しております。過去の災害の記録から何かを学び、震災について考えてもらう機会として、特別展「大震災と府中」をふるさと府中歴史館2階公文書史料展示室において7月3日まで開催いたします。会期中に展示資料の入れ替えも行います。ぜひこの機会にご観覧ください。

報告は以上になります。

○教育長（浅沼昭夫君） この件につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（4）について了承とします。



◎その他

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第5、その他でございますけれども、何かございますでしょうか。よろしいですか。



◎教育長報告

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第6、教育長報告に移ります。活動状況については、別紙の「平成28年第3回教育委員会定例会教育委員会活動報告書」のとおりでございます。なお、この報告書は平成28年2月13日から3月11日までの活動内容となっております。

私からは特にございませんので、以上でございます。



◎教育委員報告

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第7、教育委員報告に移ります。活動状況については別紙のとおりです。それでは、崎山委員からお願いいたします。

○委員（崎山 弘君） ここにもありましたように、この1カ月の活動については報告書に記載のとおりです。教育委員会に関連する事例として、この1カ月でとても重要と思われる話題があったので、一言述べさせていただきます。広島県府中町で、進路指導の不手際が原因と思われる中学生の自殺の報道がありました。報道からの情報しか知り得ていないので、事実関係を全く理解していませんが、どうすればあのような事例を防ぐことができるのか、また、類似の事例としてどのようなものが考えられるか、その予防のためには、我々府中市教育委員会はどのような行動変容が必要かを検討することは重要です。今回の事例は、自殺という結果があったので問題視され、報道に至ったわけですが、たとえ自殺に至らなかったとしても、「誤った情報に基づく進路指導」があったようで、それはそれで不適切です。この「誤った情報に基づく次の行動での事故」という図式は、実は私の専門である医療でも、医療過誤としてよく見られるものの1つです。以前、某大学病院であった、患者を取り違えて手術をしてしまった例、右と左を間違えて、健康な方を手術してしまったなどがよく知られています。2012年に隣の調布市で、学校給食のアレルギー対応が不適切であったために、小学生が亡くなった事例も、「誤った情報に基づいて事故死に至った」ということについては、構造は類似しています。

この予防策は大きく分けて2つあります。1つは情報の記録あるいは伝達について、あらかじめ構造的に間違えることができないようにしておくこと。これを一次予防と言います。2つ目は、間違いがあったとしても、その間違いに気づく手段もあらかじめ用意しておくこと。これが二次予防です。今回の報道から思うに、進路指導、学業や課外活動などの成績の作成や発表、学校給食など、児童・生徒の一生にかかわるような重大な活動においては、起こり得る事故を網羅的に検証し、事故の一次予防、二次予防を明確な手順書として作成して、職員に指導しておくことが教育委員会事務局の仕事として重要だと改めて感じました。以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。齋藤委員、お願いいたします。

○委員（齋藤裕吉君） 私は、この間の活動状況については別紙のとおりでございます。

先日、市内のある小学校から、PTAの広報紙が届きました。その紙面は、平成27年度、今年度1年間の学校行事を総括する内容であったわけですがけれども、そのトップに掲げられているのは、秋の運動会の組み体操の写真でした。それも5・6年生による数段の人間ピラミッドの写真で、子どもたちの成長や活躍ぶりを誇らしげに示しているかのように映っておりました。このところ、学校における組み体操の是非というものがある論じられておりますけれども、私はこのPTA広報紙の人間ピラミッドの写真を見て、これでいいのではないかと思いました。写真に映っている子どもたちは、みんな輝いているように見えました。学校は子どもたちにとって最も安全で安心な居場所であるべきです。しかし、意外にも、子

子どもたちの学びと成長の場である学校には、色々な場所と、色々な瞬間に重大な危険が顔をのぞかせるものであります。それは授業中であつたり、学校行事の最中であつたり、そしてまた部活等中であつたりします。

指導者たる教員は、学校におけるあらゆる事故の可能性を予期して、それを未然に防ぐ努力を払う必要があります。そして、決して取り返しのつかない事故を起こしてはならないと思います。それらの状況判断や指導は、基本的には学校が担う仕事であり、子どもたちの息遣いや状況を的確に把握して、何が子どもたちの学びと成長にとって大切であるかということ十分に考慮した教育活動を展開するべきだと思います。恐れずに、しかし決して侮らざるといふ姿勢で、今、例えば問題になっているような組み体操のことなども考えていくべきだと思います。教育委員会としては、特定の教育活動を一律に禁止するというような形で事故防止を図るといふよりも、教員の研修や教員に対する、学校に対する指導・助言を充実させることで事故の防止を図り、教育効果を高められるようにすべきであると思います。

ともあれ、この1年間、市内の各学校では様々な活動があつたわけでございますけれども、取り返しのつかないような事故というのはなかったと思いますし、子どもたちは着実な成長を遂げた1年間であつたと思います。この1年間の各学校の先生方と、そしてまた教育委員会の事務局の皆様方のご努力に敬意を表したいと思います。私からは以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、村越委員、お願いします。

○委員（村越ひろみ君） 活動報告は記載のとおりです。記載の報告期間外なのですが、先日、14日の月曜日、生涯学習センターで行われていた「平和展」の最終日に行ってみました。30分ほどかけて展示パネルを1枚1枚読ませていただき、ショーケースに展示された召集令状や千人針などの資料も拝見しました。その中で、恥ずかしながら、私の知らなかった千人針についての記述の紹介と平和展の感想を述べたいと思います。

大切な息子さんや夫の無事を願って千人の女性から一針ずつ赤い糸で球を結んでもらってつくられるこの千人針の中には、虎の図柄のものがあつたそうです、それは「虎は千里（とても遠いところ）を走り、千里を帰る強い動物」という言い伝えがあつたからだそうです。さらに、「死線（4銭）を超える」、死線というのが、死の線と4銭を掛けていると思うのですけれども、という意味で、5銭硬貨が、また「苦戦（9銭）を超える」、苦しい戦いと9銭を超えるということで、10銭硬貨を千人針に縫いつけられているというものもあつたそうです。戦地に出向く兵士たちのために、こんなにも家族の思いが込められた千人針をつくっていたことに胸が熱くなる思いでした。

また、パネル展示は、昭和10年ごろの家庭の様子、統制下の暮らし、戦中の学童・学徒の学んだ様子から、空襲や原爆のこと、そして終戦を迎え戦後の国民の生活や子どもたちの様子が細かく描かれ、最後は復興に向けての様子までよく分かるように展示されていました。

この平和展を拝見し、戦争の怖さを改めて痛感し、二度と戦争が起こるようなことになってはならないと思いました。私が展示を見ている間にも、何人かのご高齢の方が足をとめて見ていらっしゃる姿が見受けられました。果たして子どもたちはどれぐらい見に来たのかなと感じましたが、子どもたちにも見てもらえたらよかったですと思います。戦後70年を迎え、私も含め、戦争を知らない親世代が戦争の当時の様子や怖さをどう正しく伝えていけるのか、また平和であることがどれだけ大切であるかを伝えていかなければならないのだと改めて感

じました。このような「平和展」を今後も続けていってほしいし、子どもたちに継承していくことが大切だと思います。私にもこれから成長していく孫がおりますので、機会を見つけて平和についての話をしていきたいと思います。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） 松本委員、お願いします。

○委員（松本良幸君） それでは、松本よりご報告させていただきます。

今日は2月24日に開催された第一小学校わかば鼓笛隊移杖式の感想を述べさせていただきます。わかば鼓笛隊が第一小学校にあることは知っていましたが、全員参加で50年を超える伝統があることは教育委員になるまで知りませんでした。委員となって、色々な場面で、鼓笛隊のすばらしい演奏やパフォーマンスに触れ、日々の練習の厳しさはいかばかりかと想像され、はるかに年下の皆さんたちですが、尊敬の念を素直に抱いております。さて、わかば鼓笛隊移杖式では、今年度1年間、第一小学校の代表として、市民体育大会開会式のドリル演奏など数々のイベントで活躍された第52代わかば鼓笛隊から、来年度第53代わかば鼓笛隊として活動する5年生に、楽器と制服そして指揮杖が引き継がれました。練習と経験を積んだ6年生の圧倒的な鼓笛演奏と、初々しくもこれまでの練習がよくあらわれていた5年生の演奏、どちらも心を震わせるとてもすばらしいものでした。課外クラブではなく、全員参加の活動でここまでのクオリティを保つには、児童たちの日々の努力に加え先生方のご苦勞・ご努力には頭が下がる思いです。小島校長先生を始め、先生方やPTA・地域の皆様には、これからもご協力をお願いすることになるとは思いますが、どうかこの伝統を末永く引き継いでいってほしいと思います。以上で、私からの報告を終わります。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。

それでは、これで平成28年第3回府中市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。



午後4時00分閉会



以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証  
するため、ここに署名する。

平成28年5月19日

府中市教育委員会教育長

浅沼 昭夫

府中市教育委員会委員

齋藤 裕吉